

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

《設例》 Xは、Yに対して合計600万円のドレスの売掛金の支払請求訴訟を提起した（以下、本件訴訟という）。本件訴訟においてYは、Xが主張する売掛金債権のうち100万円相当は、契約時に了解した売値よりも高い価格で計算されており、値引き交渉の結果が反映されていないこと、ドレスの購入代金の1部として150万円はすでに弁済したこと、購入したドレスの1部に縫製の悪い箇所があるため交換に応じるべきことを主張した。これに対してXは、請求額は正当であり、販売したドレスの品質に問題はないなどと反論している。裁判所が当事者双方に和解を促したところ、第4回口頭弁論期日において、次のような訴訟上の和解が成立した（以下、本件和解という）。(a)XはYに対して350万円の売掛金債権を有することを確認する。(b)(a)の売掛金は、本件和解が成立した日を含む月の翌月から毎月末日限り35万円ずつ、現金でX方に持参して支払う。(c)本件に関し、X・Yの間には、本件合意書に定めるほか何らの債権債務がないことを互いに確認する。しかし、本件訴訟の終了後、Yは和解条項(b)に定めた支払期日においてX方に現金を持参しなかった。Xが事情を問い合わせると、Yは、Xから購入したドレスのほとんどが粗悪品であって使用に耐えないことが判明した、よって本件和解には錯誤があったなどと主張し、本件和解の効力を争う旨をXに伝えた。

問1 訴訟上の和解とは何か。私法上の和解（裁判外の和解）との違いに留意して説明しなさい。（配点20点）

問2 問1を踏まえ、本件和解の効力を争う方法として、Yが本件和解を行った裁判所に対して口頭弁論の続行期日を指定するよう申し立てる場合、および、YがXを被告として和解無効確認の訴えを提起する場合、の適否をそれぞれ検討し、両者を比較したうえで、あなたの見解を述べなさい。（配点30点）